

施設入所に関する経過措置の取り扱いについて

- 障害者自立支援法が施行され、施設事業体系が大きく転換される中で、従来施設に入所していた者については、経過措置により引き続き 5 年間の入所が認められているものの、経過措置終了後の処遇について不安があることが指摘されている。
- この点については、国会等でも議論となつたが、先の臨時国会において厚生労働大臣答弁（別添）で明らかにしたとおり、「施設から追い出されることがあってはならない」と考える。
- 以上のような観点に立ち、この経過措置を定める障害者自立支援法施行規則については、法の見直しが法附則に規定されていること等も踏まえ、所要の手続きを経て、3 年以内のできるだけ早い時期に必要な改正を行うこととし、また、この方針を周知することにより、関係者の無用な不安の払拭に努める。

○平成18年12月6日衆議院厚生労働委員会
柳澤厚生労働大臣の答弁（抄）

○柳澤国務大臣　自立支援法におきましては、で
きる限り住みなれた地域において生活を継続して
いただく観点から、自立訓練事業や就労移行支援
事業を創設いたしました。これらの事業に積極的
に取り組むことによつて障害者の方々が地域移行
を円滑に進めていく、こういうことが重要である
と考えております。

他方、既存の施設入所の方につきましては、
これまでの生活が激変することがないよう、障害
程度区分にかかわらず、五年間は現に入所されて
いる施設を引き続き利用できるとの経過措置を講
じているところでございます。

今後、新体系サービスの実施状況や障害程度区
分の判定状況等を踏まえまして、法附則の規定に
ある三年後の見直しに向けて、まず早急に検
討に着手していく、このことをまず考えておりま
すが、いざれにせよ、御指摘のとおり、既存の施
設入所者が追い出されて行き場がないなんとい
うなことは決してないよう適切に対処してまい
りたい、このように考えております。